防災・危機管理事業について

対応区分「措置済」措置が完了したもの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの

「対応中」具体的な対応方針・内容について検討中であるもの

「不措置」 措置する必要がなくなったもの,合理的な理由により対応しないもの, 市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等 措置を講じないことを決定したもの

措置済

頁	区分	項目	意見(抜粋)	担当部署(所管課)	対応 区分	措置状況・理由
54	指摘 事項 2		災害時に資源(人、物、情報等)が制約を受けた場合でも、一定の業務 を的確に行えるよう、業務継続計画を策定し、その対策を事前に準備して おくことが必要であり、早期に完成版を公表する必要がある。	危機管理課	措置済	大規模な災害が発生した場合において、市民の生命を最大限守り、市民 生活への影響を極力抑制するとともに、早急な復旧、復興を図ることが できる体制を構築することを目的として、倉敷市業務継続計画を令和3 年3月に策定し、ホームページで公表しています。
	事項	I 防災計画・協定関連 6. 災害時受援計画	応援先、受援先の指定、応援、受援に関する連絡、要請の手順、本部との役割分担、連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合、配置体制や資機材等の集積、輸送体制等について、災害時受援計画の早期の公表及び庁内への周知を行う必要がある。また、見直しにあたっては他市事例や平成30年7月豪雨における対応を参考とすべきである。	危機管理課	措置済	大規模災害発生時に、外部からの支援を効率的に受け入れるため、支援の受け入れ体制、支援を必要とする業務内容、応援要請・受入手順を具体的に定めることにより、効果的な災害時の応急対策の遂行と迅速かつ円滑な被災者支援の実現を目指すことを目的として、平成30年7月豪雨における経験も踏まえて倉敷市災害時受援計画を令和3年3月に策定し、ホームページで公表しています。
		第4章 防災・危機管理事業 II 災害への備え 3. 災害備蓄品(防災危機管理室)	災害発生時の緊急を要する場合を除き、消費備蓄品の入出庫について、 備蓄品ごとに入出庫数、入出庫者、目的等の管理簿を作成すべきである。	防災推進課	措置済	災害時における迅速かつ効率的な物資支援を実現するため、国と地方 自治体との間で物資支援に係る情報を一体的に管理・情報共有できる 「物資調達・輸送調整等支援システム」が令和2年4月1日から運用開 始され、令和2年度中に、備蓄倉庫等の拠点情報及び備蓄物資の在庫情 報の登録を完了し、その後はシステムにより備蓄物資の入出庫の管理を 行っています。
143	3 - 31-3		住宅用火災警報器の設置は消防法で定められており、倉敷市管理の住宅が法令違反の状態となっている。入居者の同意が得られない問題はあるが、火災により他の建築物にも影響を及ぼす可能性があることから、法令上設置が求められることを説明し、住宅用火災警報器の設置率を高める必要がある。	住宅課	対応中	令和3年11月時点において、住宅用火災警報器の設置が必要な78戸のうち、17戸について設置工事を終えました。住宅用火災警報器の設置が完了していない住戸につきましては、引き続き入居者にその必要性を説明し、同意を得られたところから設置工事を進めていきたいと考えています。
151	指摘 事項 9	第4章 防災・危機管理事業 IV 防災のための施設整備(耐震化・長寿命化など) 15. 児島市民病院建替事業	病院の立地の観点から、運用面における防災対策が重要なことは明らかである。事業に対するダメージを可能な限り小さくし、事業の継続及び復旧を可能なものとするため、早期に業務継続計画を策定する必要がある。また、計画策定にあたっては、倉敷市地域防災計画及び策定中の倉敷市業務継続計画との関連性を踏まえ、あわせて他の病院の事例を参考とすべきである。	市民病院事務局	対応中	病院内の災害対策委員会において業務継続計画の策定を進めていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響及び対応を行ったため、委員会の休会などにより策定が一時中断していました。令和3年度下半期に、委員会において計画策定作業を再開して、倉敷市地域防災計画、市民病院防災計画及び倉敷市業務継続計画を踏まえ、他の病院の業務継続計画も参考にしながら策定します。
202	指摘 事 1 2		廃棄物量は南海トラフ巨大地震のパターンを採用し、推定値を算定しているが、平成30年7月豪雨災害の実績を踏まえ、推定計算方法の抜本的な見直しを行い、推定値と実績値の誤差を小さくすべきである。	一般廃棄物対策課	措置済	本市においては、平成30年7月豪雨災害を踏まえ、多様な災害への平時からの備えと迅速な初動体制構築を目的として、令和3年3月に「倉敷市災害廃棄物処理計画」を改定しました。災害廃棄物の推定量については、以前は地震に伴う推定のみでしたが、改定した処理計画では、国の災害廃棄物対策指針で示されている計算方法により災害の種別(地震、水害、高潮)ごとに災害廃棄物発生量の推計を行っています。 推計にあたっては、水害については平成30年7月豪雨災害の処理実績を、地震については東日本大震災の処理実績及び本市の津波浸水面積を、高潮については平成16年倉敷市台風災害、東日本大震災及び熊本地震の処理実績に基づき推計を行いました。なお、災害発生時には、時期区分が進むにつれて段階的に見直し作業を行うとともに、実際の処理済量を反映しながら災害廃棄物の推定量の精度を高めることとしています。

(公表日:令和3年11月26日 通知日:令和3年11月22日 法第12号)